

農業政策の振興に関する意見

平成24年11月14日
全国市長会経済委員会
農業政策等を考える小委員会

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、農村の崩壊など危機的な状況にあることから、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えとともに、安全な食料を安定的に供給するための食料自給率の向上や農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

このような状況の中、政府は「日本再生戦略」において、「高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要であり、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズム構築も含め具体的に検討する。」としており、重点分野として「戸別所得補償制度の更なる推進と新規就農の促進」、「6次産業化等夢のある農林漁業の実現」を位置づけている。

しかしながら、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興は未だ途半ばであり、持続可能な力強い農業の実現に向け、本格実施されている戸別所得補償制度については、平成25年度農林水産予算概算要求において所要額が計上されているが、安定的継続的な制度とするための法制化実現の目処が立っていない。

また、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、現場から強いニーズのある「新規就農総合支援事業」の充実や農地集積のための総合的な対策の推進が図られる必要がある。

さらに、経済連携協定等については、日本農業や国民生活に与える影響が懸念され、とりわけ被災地東北の基幹産業である農業分野においても大きな影響を及ぼすことから、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように最大限の配慮をすべきである。

よって、政府においては、農業と地域を再生させ、農村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作るべく、以下の事項を含め地域の実情を十分勘案し、再生産可能となる単純でわかりやすい制度を構築し我が国の農業の再生に向けた取組を進めるよう強く求めるものである。

1. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

(1) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加のあり方に関しては、国内の農業に及ぼす影響を考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農業の将来にわたる基盤の確立と振興などが図られるよう十分配慮するとともに、国民に対する詳細な情報開示と十分な議論を尽くし、国民的な合意を得た上で、慎重に判断すること。

併せて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」や「日本再生戦略」では、農林漁業の再生を実現するためには安定した財源が必要とされ、消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度改革等について具体的に検討するとされていることから、実効性のある対策を早期に明らかにするとともに、農業関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

(2) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

(3) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2. 農業者戸別所得補償制度の充実

(1) 農業者戸別所得補償制度については、農業経営の安定と国内生産力の確保に資するものであることから、農業者が安心して持続的に農業経営に取り組めるよう関係法令を整備するとともに、必要な財源を確保すること。

また、施策の検証を十分に行うとともに、制度の見直しに際しては、地域の意見を徴したうえで、作付計画を立案する前までに行い、農業者に対する周知・広報の徹底を図ること。

(2) 野菜、果樹、茶については、従業者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、新たに助成対象とするよう事業の充実強化を図ること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、交付単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

さらに、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に一層取り組みこと。

3. 6次産業化の推進

6次産業化に取り組む事業者を支援する「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」の成立を踏まえ、農林漁業の6次産業化や地産地消の取組を一層推進するとともに、引き続き6次産業総合推進事業等により、新商品開発、販路の開拓、人材の育成等の取組に対する支援措置の充実を図ること。

4. 担い手の確保対策の推進

(1) 農業生産を支える認定農業者及び集落営農組織等の担い手を確保するため、農地利用集積や経営規模拡大等の支援策を講じること。さらに、土地利用型農業において円滑な経営移譲が可能となるよう農業後継者向けの支援策を強化すること。

また、多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入に関する初期投資は、複合経営農家や新規就農者にとって大きな負担となることから、更なる負担軽減措置を講じるとともに、条件不利地域における面積要件等の緩和を図ること。

(2) 人・農地プランの作成手続の簡素化を図るとともに、同プランに係る新規就農・農地集積支援制度について、対象要件を拡充し、継続的に実施す

ること。

特に、青年就農給付金については、現場からのニーズに十分対応できるよう、必要な財源を確保すること。

また、就農前研修や雇用就農を促進するための支援を拡充すること。

- (3) 学校教育における農業キャリア教育の推進や農業専門学校を増設、農業生産法人への就職支援など各省庁が連携し必要な措置を講じること。

5. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。

また、農業生産基盤及び農村生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

特に「ふるさと農道緊急整備事業」については、平成25年度以降も事業を継続すること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

- (3) 農村地域における未利用資源の有効活用を促進するため、小水力等発電施設整備に関する支援措置の一層の充実強化を図ること。

6. 畜産・酪農業の推進

- (1) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

さらに、畜産農家の施設整備や家畜導入に係る支援措置を拡充すること。

- (2) 国内畜産物の競争力強化に向け、ブランド化を図るための支援を行うとともに、HACCPに対応したと畜場の整備等を推進すること。

7. 鳥獣被害防止対策の推進

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策を平成25年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。

- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、高齢化等による鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、更なる狩猟制度及び関係法令の見直しを行うなど狩猟者の負担軽減を図るとともに、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

8. 東日本大震災からの復旧・復興

- (1) 東日本大震災を踏まえ、災害被害からの早期復旧・復興を図るため、農地の復旧スケジュールと復旧までに必要な措置についての基本的な考え方を示した「農業・農村の復興マスタープラン」が効果的に実施されるよう必要な予算を確保すること。

- (2) 原子力発電所事故により多大な被害を受けた農業・農村の復興の観点から、安全な農畜産物の供給、迅速な損害賠償、風評被害の防止等の農家に対する経営再建支援に取り組むこと。

また、長期的な視点で安全な農畜産物を安定的に供給していくため、放射線量測定や関連する検査等については、国の責任において確実に実施すること。

(3) 放射性汚染や塩害などにより被災した農地については、我が国の食料供給基地としての重要な役割を担っていることから、今後の復旧・復興に向け適切に対応すること。

特に、被災した農地及び農業施設の復旧については全額国費で行うなど、復旧のための速やかな支援を行うこと。